

令和3年2月会議
第8回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和3年2月24日

開 催 の 場 所 全員協議会室

出 席 委 員

議席番号1番	森 山 謙 治	議席番号8番	比留川 晴 雄
議席番号2番	比留川 スミ江	議席番号9番	鈴 木 洋 一
議席番号3番	笠 間 保 一	議席番号10番	栗 原 良 晴
議席番号5番	見 上 智	議席番号13番	新 倉 賢 一
議席番号6番	多 田 平 雄	議席番号14番	古 塩 貞 夫
議席番号7番	山 崎 弘 子		

欠 席 委 員

議席番号4番	細 谷 則 子	議席番号12番	加 藤 栄 三
議席番号11番	橘 川 利 一		

出 席 推 進 委 員

第1地区担当	高 橋 重 雄	第3地区担当	志 澤 輝 彦
第2地区担当	内 藤 昭 宏		

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 5 号 法第3条の規定による許可申請事案
議案第 6 号 農用地利用集積計画決定事案
議案第 7 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第 2 号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長 網 島 豊

主 任 主 事 高 田 佑 也

9時43分 開 会

○議長（森山 謙治君）皆さん、おはようございます。本日の冒頭は会長が不在のため、私が職務を代理で執行させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、ただ今より第8回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、4番 細谷委員、11番 橘川委員、12番 加藤委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。また、14番 古塩会長は、所用のため、遅れる旨の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は10名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、2番 比留川委員、3番 笠間委員の両名をお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告をお願いします。

○事務局（高田主任主事）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧くださいと存じます。既に実施されております1月26日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

3月17日 常設審議委員会・理事会、横浜市内におきまして、会長が出席される予定でございます。18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日 第9回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日 第9回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 1,288㎡、農用地利用集積計画決定11件 17,968㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件 3,936㎡、法第4条届出3件 808㎡、法第5条届出2件 486㎡、法第18条通知3件 3,267㎡、合計22件 27,753㎡でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（森山 謙治君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願

いたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番でございます。申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,288㎡でございます。申請地は従前から譲受人が利用集積にて借り受けて耕作を行っておりましたが、地権者である譲渡人から贈与の申出があったため、農業経営の安定を目的として申請があったものでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、利用集積による畑17,008㎡を耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機3台、トラクター、防除機2台等を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）本件について、2月18日第3班私その他、比留川委員、栗原委員、内藤推進委員、事務局2名と現地調査をいたしました。本日の審議案件につきましては同日同メンバーで行いましたので、ご報告いたします。整理番号4番、申請地■■■■■■■■■■他1筆は現在耕運状態で適正に管理されておりました。今回の許可申請事案につきまして第3班といたしましては許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）譲受人は私の家の近くで、先ほど事務局から説明がありました様に、熱心に農業に従事されております。いろんな条件について、事務局から説明のあったとおりです。よって許可妥当だと思います。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森山 謙治君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(森山 謙治君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号9番、整理番号10番は申請人であり、賃借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森山 謙治君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(高田主任主事) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積22,101㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。貸貸人は、綾瀬市内の農地は遠方のため、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。次に、総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号10番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりです。借人は整理番号9番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積892㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成21年、通算5回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。貸貸人は90日農業従事しておりますが、所有する農地の7割弱を貸し付けており、特定貸付による相続税納税猶予の対象地でもあることから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積の22,101㎡は、自作の田6,882㎡、畑13,336

m²、利用集積による畑1,883 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター2台、田植機、コンバイン、防除機を保有しております。農業従事者は、本人及び子の2名で、従事日数は280日です。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（森山 謙治君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）整理番号9番10番の現地は耕運状態で、農地として適正に管理されてしました。従いまして第3班といたしましては利用集積の継続に問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）本日の農用地利用集積計画決定事案全ての案件につきまして、2月18日第3班の委員の方々に同行させていただき現地調査を行いました。本日全ての案件について同様ですので、以後は割愛させていただきます。整理番号9番については、現地は先程第3班の代表の方が述べられたとおりでございます。整理番号10番につきましても第3班の代表の方が述べられたとおり、同様でございます。賃借人につきまして専業農家として永年に渡りまして、大変熱心に農業経営を行っております。整理番号9番については3回目、整理番号10番については5回目の更新です、以上の事を考えまして農地利用最適化推進委員といたしまして、整理番号9番、10番農地利用集積計画決定は妥当であると考えてございます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（森山 謙治君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森山 謙治君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(森山 謙治君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号11番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(高田主任主事)総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号11番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃貸人の耕作面積は17,008㎡、申請地は、XXXXXXXXXX外2筆、地目畑、地積合計2,973㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成30年で、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。賃貸人は子が100日農業従事しておりますが、所有する農地の5割強を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積の17,008㎡は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機3台、トラクター、防除機2台等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(森山 謙治君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番(栗原 良晴君)現地の状況は耕運状態で、農地として適正に維持管理されておりました。第3班といたしましては利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

○議長(森山 謙治君)ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区(内藤 昭宏君)整理番号11番、現地は大変きれいに耕運されており、農地として適正に管理されておりました。また、賃借人は大変熱心に農業に取り組んでおり、綾瀬市トウモロコシ部会の部長を務める等として意欲的に農業経営に取り組んでおられます。

整理番号 13 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。借人は整理番号 12 番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 991 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、新規でございます。申請地は令和 3 年 1 月 31 日まで他の農業者が利用集積にて借り受け農業経営を行っておりましたが、返却の合意があり、その後を引き継いでの権利設定となります。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は相続にて農地を取得しましたが、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人、賃借人の状況でございますが、耕作面積の 4,956 m²は、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。令和 2 年 4 月に就農した後、園芸協会に加入する等、熱心に農業に取り組んでおり、今後、経営の拡大を図っていききたいとのことでございます。農機具は、耕運機 2 台、防除機を保有しております。農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 225 日です。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）整理番号 12 番、13 番一括して報告いたします。整理番号 12 番、13 番いずれも耕運状態で農地として適正に管理されています。農機具等は事務局から説明があったとおりです。第 3 班といたしましては、利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 12 番、13 番について、現地の状況は、耕運されて農地として適正に維持管理されておりました。賃借人は現在、綾瀬市レタス部会、綾瀬市トウモロコシ部会、綾瀬市ブロッコリー部会に属し、農業経営を図って行くとお話を伺っています。以上の事を考えまして、整理番号 12 番、13 番農用地利用集積計画の決定は妥当であると考えてございます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(高田主任主事) 総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。申請地は、XXXXXXXXXX外2筆、地目畑、地積合計2,970㎡でございます。使用借人は、申請地の隣地約30aを利用集積にて借り受けており、一帯で耕作を行いたいとの意向でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和3年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は300日農業従事してございますが、高齢のため、一部の畑の貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の10,700㎡は、自作の畑1,979㎡、利用集積による畑8,721㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター2台を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。10番 栗原委員

○10番(栗原 良晴君) 整理番号14番、現地は耕運状態でありました。農地として適正に維持管理されておりました。使用借人の農機具は、事務局の話のありましたとおりです。第3班といたしましては、利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区(内藤 昭宏君) 整理番号14番、現地の状況は、先ほど第3班の代表の報告のとおりです。使用借人については、現在はレタス部会、ブロッコリー部会、トウモロコシ部会、等多くの部会に属されており、専業の従事者として大変意欲的に農業経営に取り組んでおられます。農地利用最適化推進委員として、農地利用集積計画決定は妥当であると考えております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。13番 新倉委員

○13番(新倉 賢一君) 確認ですが、使用借人の住所は12月25日の総会事案の資料の中では、 でしたが、今回の住所が となっておりますけれども、間違いなのか、住所変更したのか確認いたしたいと思ひます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局

○事務局(高田主任主事) 只今ご指摘のありました事項ですが、前回の総会から今回の総会の間に転居されておりますので、只今の住所は総会資料に記載のとおりでございます。

○議長(古塩 貞夫君) よろしいでしょうか。

○13番(新倉 賢一君) わかりました。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号15番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 15 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 9,147.97 m²、申請地は、XXXXXXXXXX 外 1 筆、地目畑、地積合計 458 m²でございます。使用借人は、申請地のうち約 12a を既に借り受けて耕作を行っておりますが、ここで残地につきましても借り受けて耕作を行いたいとの意向でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの 3 年間です。利用目的は果樹、設定初年は令和 3 年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 9,147.97 m²は、自作の畑 6,069.97 m²、利用集積による畑 3,078 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日です。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）整理番号 15 番、現地の状況は現在はネギが作付けされておりました。農地として適正に維持管理されている状況でした。3 班といたしましては、利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 15 番、現地は先ほど第 3 班の代表の報告のとおり、ネギがおそらく使用貸人により栽培されていると見受けられました。また、隣接地は既に利用集積計画により利用がなされており、借人による管理がしっかりなされている状況を併せて鑑みる事が出来ました。これによりまして、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えてございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号15番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号16番から整理番号18番は申請人であり、使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局(高田主任主事) 総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号16番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積62,853㎡、申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積991㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成26年、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は100日農業従事してございますが、所有する農地の6割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号17番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。借人は整理番号16番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計973㎡でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号16番と同様でございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願います。使用貸人は母が300日農業従事してございますが、本件申請地は他の耕作地から離れているため、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、

整理番号 18 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。借人は整理番号 16 番・17 番と同一人でございます。申請地は、XXXXXXXXXX 外 3 筆、地目畑、地積合計 1,982 ㎡でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 16 番・17 番と同様でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 250 日農業従事してございますが、所有する農地の 3 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 62,853 ㎡は、綾瀬市におきまして自作の畑 3,864 ㎡、利用集積による畑 11,394 ㎡、海老名市におきまして自作の田 1,777 ㎡、畑 767 ㎡、利用集積による田 13,220 ㎡、畑 9,838 ㎡、厚木市におきまして利用集積による田 14,893 ㎡、愛川町におきまして自作の田 7,100 ㎡で、管理する農地に遊休農地は無い旨確認してございます。農機具は、トラクター 5 台、田植機、コンバインを保有しております。農業従事者は、法人代表者及び従業員 2 名の計 3 名で、従事日数は 360 日です。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）現地の状況は、整理番号 16 番、17 番、18 番それぞれの該当地は耕運状態でした。農地として適正に維持管理されていると考えます。従いまして第 3 班といたしましては利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 16 番、17 番、18 番全て耕運状態であり、第 3 班の代表の報告のとおりでございます。また、全て 3 回目の更新という事で、過去に何の問題が無いと事を考えまして、農用地利用集積計画決定が妥当であると考えます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号16番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号17番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号18番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号19番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(高田主任主事) 総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号19番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。賃借人の耕作面積は4,655㎡、申請地は、XXXXXXXXXX外6筆、地目畑、地積合計3,759㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。東山ふれあい農園の閉園手続きが令和3年3月末を以って完了の見込みのため、4月からの貸し付けとなります。利用目的は露地野菜、設定初年は令和3年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積の4,655㎡は、自作の畑3,664㎡、利用集積による畑991㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は270日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件

を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）整理番号19番、全部の筆が耕運状態でありまして、農地として適正に管理されております。賃借人の状況は、今事務局のお話のとおりです。従いまして、第3班として農用地利用集積計画決定に何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号19番、現地の状況は耕運状態で大変きれいに耕運されており、適正に農地として管理されておりました。賃借人は、日頃より自宅の前の直売所、おそらくは綾瀬グリーンセンター等への出品、直売を中心に大変意欲的に農業経営に取り組んでおられるようでございます。以上の事を鑑みまして、農用地利用集積計画決定は妥当ではないかと考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号19番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外2筆、地目畑、地積合計2,700㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続

き農業経営を行っている期間は、平成29年12月26日から令和3年2月24日まででございます。相続開始年月日は、平成11年5月3日で、今回が7回目の証明願いでございます。申請地のうち深谷南三丁目は市街化区域でございまして、平成4年11月13日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、29ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。 10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）整理番号3番、申請地■■■■外1筆は、ネギ、ブロッコリーが作付けされておりました。■■■■は、柿が植えられておりました。いずれも農地として維持管理されておりました。従いまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと思っております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 6番 多田委員

○6番（多田 平雄君）地元担当委員として発言します。申請地■■■■は私が耕作している畑と隣接しておりまして、申請者の農作業をしている所を見かけます。果樹をやっておられ、柿の木の栽培、剪定、手入れ、農地としての除草の仕方、ほぼ完ぺきの状態ではないかと私は思います。■■■■外1筆のすぐ前は申請者の自宅です。道路に面して約半分位柿が植えてありまして、向かって右側にネギ、キャベツ、ブロッコリー等の作物が栽培されております。草等もなく適正に管理されています。以上を持ちまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に何ら問題ないと思っております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書30ページ、31ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計1,236㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成30年1月25日から令和3年2月24日まででございます。相続開始年月日は、平成23年5月20日で、今回が3回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、1458番2が平成4年11月13日付、1391番1が平成7年12月27日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、31ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、トラクター3台、防除機2台等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人及び妻、子の計3名、従事日数は365日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。 10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）整理番号4番、現地は耕運状態でありまして、農地として適正に維持管理されておりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 5番 見上委員

○5番（見上 智君）地元担当委員として発言します。整理番号4番について、現地の状況は第3班の代表の栗原委員の報告のあったとおりです。私も現地を確認しまして、きれいに耕運されており農地として管理されておりました。申請地は住宅地に囲まれておる地域でございまして、寺尾地域は農地が大変少なくなっている状況です。農地の保全という観点からも申請のとおり証明書の発行に問題ないと考えてございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第2号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（綱島事務局長）それでは、議案書の32ページをご覧ください。報告第2号、専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきましては、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、令和3年1月15日から2月9日までの間におきまして、事務局長にて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

はじめに、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。整理番号4番から6番までの3件でございます。転用の内容でございますが、整理番号4番は住宅敷地で、地積が320㎡でございます。整理番号5番及び6番は、駐車場敷地で、地積合計が488㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に33ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。整理番号5番及び6番の2件でございます。転用の内容でございますが、整理番号5番及び6番ともに、住宅敷地で、地積合計が486㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に34ページから36ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知でございます。整理番号4番から6番までの3件でございます。3件の通知すべてが、農業経営基盤強化促進法の定めによって、設定された利用権の解除の合意でございます。整理番号4番でございます。通知の届出人、届出地は記載のとおりであり、合意解約の日は、令和3年1月25日、市街化調整区域の農用地であります。35ページをご覧ください。整理番号5番でございます。通知の届出人、届出地は記載のとおりであり、合意解約の日は、令和3年1月28日、市街化調整区域の農用地であります。最後になりますが、36ページをご覧ください。整理番号6番でございます。通知の届出人、届出地は記載のとおりであり、合意解約の日は、令和3年1月28日、市街化調整区域の農用地であります。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いたします。

◎議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第2号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第8回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


10時46分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

笠間 保一 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 スミ江 